刑事事件□ - 刑事事件のお悩み -

１１．刑事事件

一般刑事事件、少年事件、被害者側での告訴など

1□ご自身・ご家族が逮捕・勾留されたら

突然、身に覚えの無いことで警察に逮捕されたら？ あなたの大切なご家族が突然警察に逮捕されたら？ 刑事事件の当事者となるとき、それは人生の中でも最も衝撃的な出来事の一つです。

身に覚えの無いことで逮捕されたとしても、「無実なのだからすぐに釈放されるだろう」・・・そう思うかも知れませんが、身に覚えの無い事件で逮捕され、警察官や検察官の追及に耐えきれずに、真実と異なる虚偽の自白をさせられてしまい、有罪判決を受けてしまうという悲劇は現実に起こっています。

また、犯罪を起こしてしまった人であっても、法律に基づいた適正な手続きを受ける権利は全ての人に保障されています。警察・検察という強大な力を持った国家権力にたった一人で立ち向かうことは、普通の人にはできません。

刑事弁護を通じて国民の権利を守ることは弁護士の最も重要な使命です。

ご自身やご家族が逮捕されてしまったときには、まずは弁護士にご相談下さい。

身柄拘束期間（最長２３日間）
逮捕
（最長3日間）
一日目
二日目
三日目
勾留決定①
勾留
（原則10日間
延長された場合11日間～20日間）
一日目
二日目
三日目
四日目
五日目
六日目
七日目
八日目
九日目
十日目
勾留延長決定③
さらに勾留
（最長10日間延長）
④起訴
④起　訴
⑤不起訴等
②勾留請求なし、もしくは、勾留請求却下
裁　判
起訴後、勾留が続く場合も…
釈　放

□□□

□□□

□□□